

委託業務仕様書

1. 委託業務の名称

三重津海軍所跡整備（展示施設・外構工事）基本設計業務委託

2. 委託業務の目的

本業務は、平成29年度策定の「三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画（史跡三重津海軍所跡整備基本計画）」（以下「整備基本計画」という。）及び「三重津海軍所跡ガイダンス施設基本計画」（以下「ガイダンス基本計画」という。）に基づき、ガイダンス施設整備（以下「屋内展示」という。）に関する展示施設・外構工事の基本設計書を作成することを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結の日から平成31年3月20日（水）まで

4. 整備予定地の概要等

佐野常民記念館（以下「記念館」という。）及び隣接する市所有地を一体的に活用し、ガイダンス施設の整備を図る。

(1) 位置

- ・ 記念館：佐賀市川副町大字早津江津446-1
- ・ 隣接する市所有地：佐賀市川副町大字早津江津451及び455

(2) 敷地面積

記念館：4,964.41㎡
隣接する市有地：474.28㎡

(3) 用途地域 市街化調整区域

(4) 容積率 100%

(5) 建ぺい率 60%

(6) 整備スケジュール（予定）

| | |
|---------------------------|------|
| 平成30（2018）年度 | 基本設計 |
| 平成31（2019）年度 | 実施設計 |
| 平成31（2019）年度～平成32（2020）年度 | 整備工事 |
| 平成33（2021）年度 | 供用開始 |

5. 業務内容について

業務内容は以下に掲げる項目である。

- (1) ガイダンス施設整備に係る展示施設・外構工事に係る設計
詳細は別紙「設計業務委託特記仕様書」のとおり。
- (2) 三重津海軍所跡保存整備指導委員会への参加（半日程度を2回予定）
- (3) その他業務内容の遂行のために必要な業務

6. 資料等の貸与

委託者は、所有する資料のうち当該業務に必要なものは、受託者に貸与するものとする。受託者は、これを適切に管理し、業務完了後は速やかに返却するものとする。

7. 工程管理

受託者は、業務工程表に基づき、適切に工程の管理を行うとともに、委託者に進捗状況を常に報告するものとする。

8. 完了検査等

業務完了後、受託者は委託者の完了検査を受けるものとし、修補等の指示があった場合には、速やかに対応し、その確認を受けるものとする。また、完了後も受託者の瑕疵により修正、追加資料作成等が必要な場合は、受託者の費用においてこれを行うものとする。

9. 成果品

別紙「設計業務委託特記仕様書」のとおり。

10. 納品場所

佐賀市役所三重津世界遺産課（佐賀市栄町1番1号）

11. 所有権及び著作権

成果品及び調査過程で得た事項の所有権及び著作権は、委託者に帰属するものとする。

12. 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た事項を他に遺漏してはならない。

13. 留意事項

本業務の遂行にあたっては、本市が別途発注する三重津海軍所跡整備基本設計業務委託（屋内展示）及び三重津海軍所跡整備基本設計業務委託（屋外展示）等と密接に連動を図る必要があるため、同業務の受託者との連絡調整を十分に図るよう、留意するものとする。

14. その他

本仕様書並びに委託契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。